

4 高 福 第 3021 号  
令 和 5 年 3 月 2 日

各高齢者施設等管理者 様

愛知県福祉局高齢福祉課長  
( 公 印 省 略 )

「警戒領域」での感染防止対策について（通知）

愛知県では、県独自の感染対策により第8波の終息に向けて取り組んでまいりました。2月に入り、感染状況が一段と落ち着いてきていることから、2月27日をもって病床フェーズをフェーズ1に移行するとともに、感染対策を「厳重警戒」から「警戒領域」に移行しました。

しかしながら、重症化リスクが高い高齢者の方に対しサービスを提供する高齢者施設等においては、引き続き適切な感染対策を行うことが求められます。

各高齢者施設等におかれては、感染が持ち込まれることを想定し、感染を拡大させないために、体調不良者の休暇取得、効果的な換気、適切な感染防護など、「介護現場における感染対策の手引き」に基づく基本的な感染対策を徹底していただくとともに、県（及び政令市・中核市）が実施する「施設等職員へのスクリーニング検査」の積極的な活用など、取組を充実し、介護サービスの継続に努めてください。

記

- 「高齢者施設等における感染対策の徹底について（その2）」  
URL: <https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/440710.pdf>  
別添「感染拡大防止のための効果的な換気について」  
URL: <https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/440711.pdf>
- 「介護従事者のオミクロン株対応ワクチン接種の接種促進について」  
URL: <https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/439767.pdf>

○ 「マスク着用の考え方の見直し等（特に高齢者施設等における取扱い）について」

国において、3月13日からは、マスク着用は個人の判断に委ねることを基本とすることとされましたが、重症化リスクの高い方が多く生活する高齢者施設等の従業者は、引き続き、勤務中のマスク着用が推奨されています。また、御家族等が高齢者施設等を訪問する際もマスクの着用が推奨されていますので、適切な御対応をお願いいたします。

URL: <https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/448824.pdf>

○ 陽性者が発生した場合の対応方法等

・「高齢者施設等における感染対策に活用可能な手引き、教材及び研修等について」 URL: <https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/418237.pdf>

・「介護現場における感染対策の手引き」、「介護職員のための感染対策マニュアル」 URL: [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/taisakumatome\\_13635.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html)

・「高齢者施設等における感染対策の徹底について」

URL: <https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/428128.pdf>

・医療体制緊急確保チームが作成した動画

URL: <https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/clusterdougai.html>

・県看護協会が作成した介護施設・高齢者施設向け感染対策の講座（動画）

URL: <https://www.aichi-kangokyokai.or.jp/publics/index/398/>

○ 県高齢福祉課への報告について

患者が発生した場合は、愛知県福祉局高齢福祉課へ報告してください。

「新型コロナウイルス感染者等の報告方法について」

URL: <https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/388570.docx>

報告様式: <https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/415436.docx>

○ 療養期間等の見直しについて

9月7日から、有症状患者の療養解除基準が発症日から原則7日に変更されていますが、10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、自主的な感染予防行動を徹底してください。また、高齢者施設の入所者の療養解除基準は、従前のおり（原則10日）です。

・「新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて（通知）」 URL: <https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/431658.pdf>

<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/431659.pdf>

○ 面会等の留意点について

「高齢者施設等における面会の再開・推進にかかる高齢者施設等の職員向け動画及びリーフレットについて」

URL <https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/448343.pdf>

○ クラスタ発生及び感染拡大を抑制するための支援策

<職員に対するスクリーニング検査>

入所系施設等（「医療みなし」を除く）において、利用者に接する業務に従事する職員に対する定期的なPCR検査（無料）を実施しております。

（月ごとに、検査実施の有無や検査頻度を設定し、月の初日（平日）に当該方針をお知らせしております。）

※委託先事業者（エクコムグローバル株式会社）相談窓口

052-485-6351

<クラスタ発生時の医師・看護師派遣>

福祉施設においてクラスタが発生した場合に、当該施設に医師・感染管理認定看護師等を派遣し、感染拡大防止、通常の運営体制等への早期復帰を支援します。※連絡先：管轄の保健所

<衛生資材等の購入補助、配布>

罹患者発生施設等に対し、県が保有する衛生用品を緊急的に配布するとともに、施設における衛生用品の購入、消毒実施等に要する費用等への補助を行います（介護サービス確保対策事業費補助金）。

URL：<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/korei/r4service-kakuho.html>

申請に当たっては、マニュアルやQAを必ず御確認ください。

○ 事業継続計画（BCP）の点検・策定

令和3年4月から、全サービスについてBCPの作成が義務づけられています。

（令和6年3月まで努力義務）

※事業継続のため衛生用品等の計画的な備蓄に努めてください。

- ・「新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」、様式等

URL：[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/taisakumatome\\_13635.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html)

- ・「介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修」

URL：[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/douga\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html)

○ 高齢者施設等における医療支援体制について

以下の点について、再度、点検等をしていただき、施設内において、必要な医療が提供できる体制を確保してください。

- ・施設において、必要な場合に医師や看護師による往診等の医療を確保できる体制となっていること。
- ・施設独自で協力医療機関が確保できない場合でも、愛知県医師会や保健所において、施設からの求めに応じて医師の派遣調整を行う仕組みを理解し、活用可能なこと。

※連絡先

時間	連絡先	TEL	FAX
平日(9:00~17:00)	愛知県医師会医療業務部第3課	(052)241-4143	(052)241-4130
土日祝日及び平日(上記時間外)	愛知県救急医療情報センター	(052)263-1146	(052)264-1298

- ・必要な医療が提供される体制を確保するに当たっては、治療薬の早期投与がポイントの一つとなることを踏まえ、協力医療機関が治療薬の対応医療機関として登録されているか確認しておくこと。

※「高齢者施設等における経口抗ウイルス薬（ラゲブリオ®カプセル及びパキロビッド®パック）の活用方法について（改定）」（令和4年9月20日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部等連名事務連絡）

URL: <https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/433571.pdf>

○ 退院患者の介護施設における適切な受入れについて

退院基準を満たし退院した者の介護施設での受入れにかかる留意点・報酬請求上の特例等については、下記の文書に示されていますので、内容を確認の上、適切に対応してください。

- ・「退院患者の介護施設における適切な受入れに関する更なる取組について（令和4年6月7日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部ほか連名事務連絡）」

URL: <https://www.mhlw.go.jp/content/000948038.pdf>

○ 高齢者施設における濃厚接触者の特定及び行動制限について

「B.1.1.529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施等について（通知）」

（令和4年8月3日付愛知県感染症対策局長通知）

URL: <https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/428126.pdf>

○ 医療機関・保健所からの証明書等の取得について

医療機関・保健所の業務がひっ迫しているため、原則として、検査の結果を証明する書類等の発行を求めないこととしてください。

「新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮に関する要請について（依頼）」

URL: <https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/428942.pdf>

○ 高齢福祉課からの新型コロナ感染症関連のお知らせ

URL: <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/korei/koronatsuuti.html>

担 当 施設グループ

電 話 052-954-6287 (ダイヤルイン)

担 当 介護保険指定・指導グループ

電 話 052-954-6289 (ダイヤルイン)